



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R3-119	大館市岩瀬字外蛭沢 31 番 10	82/86	山林	0.31	令和 24 年 3 月 31 日
	大館市岩瀬字内蛭沢 40 番	83/28		0.11	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。